

和歌山県条例が本年4月1日から改正されています。

ご存知  
ですか？

# 「建設発生土の 土壌検査の義務化へ！」

## 和歌山県条例の概要

### ■条例名

「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例」

### ■条例のポイント

- 1) 建設発生土を搬出する場合の扱い
  - 公共工事から民間が行う特定事業場へ搬出する場合は、「土壌検査結果証明書」及び「土砂等の採取元証明書」の提出が必要
  - 公共工事から他の公共工費へ搬出する場合、「汚染要因に関する調査票」の写し又は「土壌検査結果証明書」及び「土砂等採取元証明書」の提出が必要。
- 2) 適用除外
  - 搬出又は搬入される土砂の量が10m<sup>3</sup>未満の場合は、上記に関わらず、環境基準に適合していることを証する「土壌検査結果証明書」の添付を省略することが出来る。
- 3) 土壌検査の結果、環境基準に適合しない場合は、他の場所への搬出や工事間利用等は出来ないものである。この場合は、同一事業区域内での利用（措置）、管理型施設への搬出、製品化といった対応方針の策定、発生土の適正処理を行なうものとする。

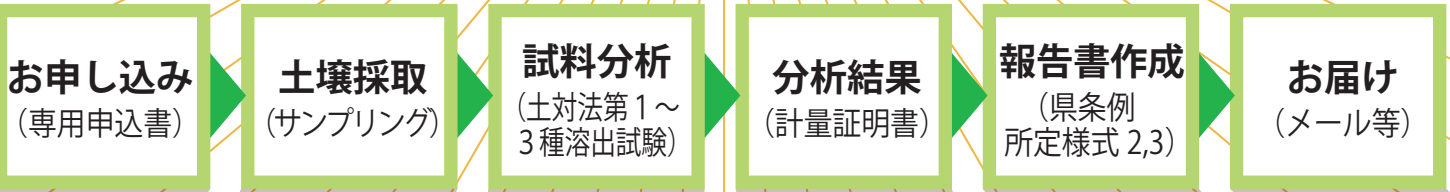
お任せいただける  
ポイント

面倒な業務は信頼のおける「指定調査機関」にお任せ下さい！

- 1 私たちは、土壌汚染調査を専門としている「指定調査機関」です
- 2 私たちが提携している分析会社だから実現出来る破格の分析費
- 3 大量受託で実現出来るお値打ち価格でのご提供

## 受託業務の流れ

所要期間：土壌採取後3週間



上記業務一式で・・・

ご提供価格(税込)

1 検体

# 139,800円～

※採取場所諸条件により価格は変わります。

## 土壌汚染状況調査指定調査機関

環境省指定調査機関番号 環 2007-5-5



有限会社西庄西本建設

<http://www.nisisho.com/>

<お問い合わせ先>

〒640-0112 和歌山県和歌山市西庄 862-6

TEL. 073-455-1311 FAX. 073-455-1641

担当：谷村・西本